

山口県報

令和6年
7月26日
(金曜日)

目次

- 告示
- 保安林予定森林（森林整備課）……………一
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（四件）（砂防課）……………二
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………三
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（四件）（砂防課）……………四
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………五
- 人委規則
- 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………五



山口県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐上字大将陳一〇三二三の六、一〇三二三の七、阿東徳佐中字東大番一〇四三八、一〇四三九、字大番一〇四四〇から一〇四四七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市阿東徳佐上字大将陳一〇三二三の六・阿東徳佐中字東大番一〇四三八・字大番一〇四四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市玖珂町字鳴谷一〇六七五の一、字中谷津一〇六七八（次の図に示す部分に限る。）、字光円一四一六の一、一四一六の二（次の図に示す部分に限る。）、一四一六の三、一四一六の四、一四一七（次の図に示す部分に限る。）

柳井市伊保庄字横島四一四四の一、四一四四の二、字下神出四一五三の二（次の図に示す部分に限る。）、四一五三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市玖珂町字鳴谷一〇六七五の一・字中谷津一〇六七八・字光円一四一六の一・一四一六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

柳井市伊保庄字横島四一四四の一（次の図に示す部分に限る。）、字下神出四一五三の二、四一五三の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

山の田中央町(一)(2)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

楠乃(二)(6)、楠乃(二)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

室の木町(一)(5)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(令和四年山口県告示第七十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

虹ヶ丘(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第八十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
大向(二)(7)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
山の田中央町(一)(2)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

楠乃(二)(6)、楠乃(二)(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

室の木町(一)(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

虹ヶ丘(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

大向(二)(7)

二 区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
楠乃(二)(6)、楠乃(二)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称

- 室の木町(一)(5)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和四年山口県告示第七十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
虹ヶ丘(一)(1)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第八十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
大向(二)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川
港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
室の木町(一)(5)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川
課に備え置いて縦覧に供する。)



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二十六号様式の三から別記第二十七号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年七月二十六日印刷
令和六年七月二十六日発行

発行人所

山口県知事